

平成20年7月29日
福祉部高齢社会対策課

敬老館の現状と課題
～設置目的と運営について～

1 設置目的について

(1) 現 状

- 敬老館は、60歳以上の「老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする」とされた、国の「老人憩の家」に制度上位置付けている施設である。
- 国の「老人憩の家」については、「老人憩の家の設置運営について」（昭和40年4月5日社老88厚生省社会局長通知）に設置基準や運営基準等の規定がある。
- しかし、「老人憩の家」は、老人福祉法における老人福祉施設ではなく、また、社会福祉法における社会福祉事業でもない。
- したがって、これらの法律に規定された施設や事業ではなく、区市町村が任意に設置し、運営しているものである。
- 練馬区では、地方自治法に規定する公の施設として、練馬区立敬老館条例を制定している。

(2) 課 題

- 練馬区立敬老館条例第1条では、次のとおり規定しているが、この条例の中で、目的と事業が明示されていない。このため、施設のあり方や今後の方向性について、区として明らかにする必要がある。
【練馬区立敬老館条例第1条】
『区内に住所を有する満60歳以上の者に施設を提供し、その福祉を増進することを目的として、練馬区立敬老館を設置する。』

(3) 論 点

- 高齢者の居場所としての役割は必要か。
- 社会参加を促進する役割は必要か。
- 健康づくり・介護予防を推進する役割は必要か。
- 地域福祉を充実する役割は必要か。
- 役割の重要度は何が最も高いか。

2 利用対象者について

(1) 現 状

- 区内に住所を有する満 60 歳以上の者である。
- 利用者は、自らが館での過ごし方を主体的に選択し、カラオケや囲碁・将棋などの趣味活動、風呂やマッサージ機などを利用している。

(2) 課 題

- 利用者は、自らが主体的に館での過ごし方を選択して利用することを前提としているが、利用者の中には要介護者も含まれる。
- しかし、要介護者に対応できる体制にはなっていないため、利用の制限や対応体制の整備を検討する必要がある。
- 利用者の固定化が見られ、利用者の拡大策が必要である。

(3) 論 点

- 利用者は、区内に住所を有する満 60 歳以上の人でよいか。
- 要介護者の利用制限は可能か。
- 利用ルールを守れない人（他の利用者の迷惑となる人）の利用制限は可能か。

3 利用方法について

(1) 現 状

- 利用するにあたっては、区が発行した「利用証」が必要となる。
- 初めて利用される方は、「利用申請書」を敬老館に提出する。その際、健康保険証などの身分を証明するものと、緊急時に連絡のとれる方の名前・住所と電話番号が必要となる。
- 利用者は来館時に、毎回「利用証」を窓口提出する。

(2) 課 題

- 例えば、緊急手術等が必要な場合の同意など、緊急時の対応が円滑に行えるような登録システムにする必要がある。
- 利用者への適切な対応を図るため、利用申請時に、要介護認定情報などを知る必要がある。

(3) 論 点

- 利用証は必要か。
- 利用申請書に緊急時の連絡先として、どなたか一人の氏名・住所・電話番号・利用者との関係を届け出ているが、これでよいか。
- 利用申請書に要介護認定情報は必要か。

4 団体利用について

(1) 現 状

- 60歳以上の区民で構成される概ね10人以上の老人クラブ等の団体が利用できる。団体での利用を希望される場合には、所定の登録手続きと事前の利用申請が必要となる。
- 利用日は木曜日の午前9時から正午（延長は午後2時まで）までで、娯楽室等館が指定した部屋が利用できる。

(2) 課 題

- 週1回の利用枠のため、登録団体が多い館では、団体間の利用調整が生じている。
- 利用できる部屋の拡大や利用時間など検討する必要がある。

(3) 論 点

- 団体利用は必要か。
- 団体利用の条件として、60歳以上の区民で構成される概ね10人以上の老人クラブ等の団体でよいか。
- 利用日は木曜日の午前9時から正午（延長は午後2時まで）までで、娯楽室等の部屋が利用できることでよいか。
- 個人利用とのバランスはどうか。

5 開館時間について

(1) 現 状

月曜日から土曜日の午前 9 時から午後 5 時までとしている。

(2) 課 題

開館時間が必要十分か、検討する必要がある。

(3) 論 点

開館時間は、月曜日から土曜日の午前 9 時から午後 5 時まででよいか。

6 休館日について

(1) 現 状

- 日曜日・祝日（「敬老の日」は開館）
- 12 月 29 日から 1 月 3 日までの年末年始

(2) 課 題

開館日が必要十分か、検討する必要がある。

(3) 論 点

日曜日や祝日等も開館が必要か。

7 夜間利用について

(1) 現 状

- 地域活動のため会議や集会を目的とする概ね 10 人以上の団体が、娯楽室等を夜間利用できる。
- 夜間利用については、施設の目的外利用として、敬老館の夜間利用に関する要綱に基づき、施設の利用を承認している。また、行政財産使用料条例に基づき、利用団体から使用料を徴収している。
- 夜間利用するためには、あらかじめ団体登録が必要である。
- 利用日は日曜日（一部金曜日）、休日、12月29日から1月4日を除く曜日の午後6時から午後9時30分までである。

(2) 課 題

- 夜間利用の実績が低い。ただし、近隣住民との関係で、夜間利用ができない敬老館もある。
- 高齢者以外の団体も含め、地域団体の活動の場として利用を進める必要がある。

(3) 論 点

- 夜間利用の対象となる団体条件は、高齢者団体に限定すべきか。
- 開館時間を延長した場合、夜間利用は個人か団体か。

8 主な施設について

(1) 現 状

- 敬老館には、舞台などがある娯楽室、会話や囲碁・将棋などに使用する休養室、男女別の風呂が設けられている。
- 風呂は、木曜日を除く午後1時から午後4時までとしている。
- また、一部の館には、併設施設と共用している多目的会議室、集会室、教養室といった集会施設も設けられている。
- 施設の老朽化に伴い、大規模改修を計画的に実施している。平成19年度には2館の大規模改修を実施し、平成21年度には1館の大規模改修が計画されている。
- 施設の大規模改修にあたっては、段差解消によるバリアフリー化、だれでもトイレの設置、和室から洋室への変更、和式トイレから洋式トイレへの変更、また、2階にある敬老館においては、エレベーターを設置している。

(2) 課 題

- 現状の施設で必要十分か、検討する必要がある。

(3) 論 点

- 舞台付きの娯楽室（畳の大部屋）は必要か。
- 休養室という名の囲碁・将棋室は必要か。
- 男女別の風呂の施設は必要か。
- マッサージ機、電位治療器などの健康機器は必要か。
- カラオケ機器は必要か。

9 事業実施について

(1) 現 状

- 区直営館では、平成 18 年度から事業用予算（講師謝礼、材料費等）を配当し、各種教室や講座などの事業を実施している。
- 指定管理者および業務委託の敬老館では、受託事業者が、各種教室や講座などの事業を実施している。

(2) 課 題

- 敬老館の役割や方向性に合った事業実施を検討する必要がある。

(3) 論 点

- 敬老館の事業は必要か。
- 健康づくりや介護予防に関する事業は必要か。
- 趣味や教養に関する事業は必要か。
- 地域貢献的な社会参加の支援に関する事業は必要か。
- 敬老館を居場所としない人の参加の促進は。